

令和2年度山形県環境審議会第1回自然環境部会 議事録

1 日時 令和2年9月7日(月) 13時半～15時半

2 場所 自治会館401会議室

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委員) 幸丸政明、梅川信治、梶本卓也、佐藤景一郎、鳥羽妙、野堀嘉裕、本橋元、池田香、横山潤

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 原川忠典【代理：農村環境課課長補佐 畠中昭二】

東北森林管理局長 柳田真一郎【代理：山形森林管理署長 中野亨】

東北地方整備局長 梅野修一【代理：企画部 環境調整官 佐野智樹】

東北地方環境事務所長 中山隆治【代理：野生生物課長 太田貴智】

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部 みどり自然課長 石山 清和  
課長補佐 加藤 雄祐

課長補佐(自然環境担当) 五十嵐新也

自然環境専門員 吉田 桂司

主査 佐藤 充

主任主事 白田 勇一

主事 石栗 拓

事務員 藤原真由美

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

石山みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数17名のうち13名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に鳥羽委員と野堀委員が指名された。

(5) 審議事項1 狩猟鳥獣捕獲禁止区域制度の指定について

事務局： 山形県環境審議会条例に基づき、部会の会の議長は部会長が務めることになっているため、これからの進行は部会長にお願いする。

幸丸部会長： 議論に入る前に、本日の議事録署名員を鳥羽委員と野堀委員にお願いする。

それでは次第の3審議事項の(1)狩猟鳥獣捕獲禁止区域制度の指定について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局より説明)

幸丸部会長： ご質問等いかがか。

野堀委員： 資料2-2 関山狩猟鳥獣捕獲禁止区域現況写真について、FからLの写真の位置関係について簡単に教えてほしい。

事務局： FからIについては同じ関山地区内の写真で、一箇所の状況を撮影している。JからLについては猪野沢地区で、JとKについては隣接した場所を、Lは若干距離を置いた場所となる。

幸丸部会長： 現在設置されている鳥獣保護区の看板は、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の看板に掛け替えるのか。

事務局： そのとおり。指定計画書2ページの6に記載のとおり、現在設置している鳥獣保護区の看板は、全て狩猟鳥獣捕獲禁止区域用制札に変更する予定になっている。

幸丸部会長： 狩猟者や行政関係者に対して、狩猟鳥獣捕獲禁止区域について理解してもらえるように説明等が必要ではないか。

事務局： 県民向けのチラシを作成し、裏面に位置図も載せたうえでホームページへ掲載していきたい。また狩猟者に対しても、狩猟者登録の際に説明していきたい。

幸丸部会長： 了解した。

池田委員： 狩猟鳥獣捕獲禁止区域となった場合、資料によると「イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ」に関しては特に捕獲しても良いということになるのか。

事務局： 「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（狩猟鳥獣〇〇を除く）」と記載することで「〇〇は捕獲できる」区域となる。当該区域では、除いた鳥獣のみ捕獲できることとなる。

横山委員： 指定計画書の2ページの植生の部分に、山形県内にない植物が記載されていたり、名前が正しく使われていないものがあるので、修正していただきたい。

事務局： 了解した。後ほど詳細を教えていただきたい。

太田特別委員代理： 説明資料の中にはサルの被害に関する写真が掲載されているが、今回指定される区域に「サルを除く」との記載されていない。狩猟鳥獣としての捕獲ではなく、他の捕獲方法で捕獲するという理解でよいか。

事務局： そのとおり。御指摘のとおりサルは狩猟鳥獣ではないため元々捕獲できないことから、今回の計画には記載されていない。サルについては、山形県ニホンザル管理計画に基づいて有害捕獲を計画的に進めていく。

幸丸部会長： 猟友会の方から何か意見等あればお願いしたい。

梅川委員： 地元の猟友会支部とも調整がなされた案件であることから問題ないと考えている。

幸丸部会長： 鳥獣保護管理法は非常に複雑な法律で、日本の鳥獣は基本的に全て捕獲禁止であり、猟期に狩猟鳥獣は捕獲できるが、鳥獣保護区では猟期であっても狩猟鳥獣を含め捕獲が禁止されている。鳥獣保護区のみだと被害も出るので、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定し、被害を出している鳥獣を捕獲できるようにしようということだが、一般の方にはわかりにくい制度となっているので、理解していただけるよう配慮してほしい。

猟期中に狩猟者が区域に入り、除かれた鳥獣を捕獲することができるのだが、この地域では狩猟者が入っていくことで、例えば猛禽類等、影響を受けるような種はいるのか。

事務局： この地域には猛禽類も生息しているが、区域を設定することによって営巣放棄等が

起こる可能性は少ないとして今回の計画を進めている。また、そのような猛禽類の営巣が確認された場合には、改めてその対策について検討したいと考えている。

幸丸部会長： 狩猟者は鳥獣について熟知していると思われるので、十分な配慮がなされるようにお願いしたい。

幸丸部会長： 他に質問等なければ、本件については原案どおり答申ということでした承いただけるか。

各 委 員： 異議なし。

## (6) 審議事項 2 山形県生物多様性戦略の骨子案について

(事務局より説明)

池田委員： 山形県生物多様性戦略の概要は理解したが、資料3-2山形県生物多様性戦略に関する指標の達成状況について、【基本目標2】の中に「絶滅危惧種の生息地等の保全対策の新たな取組み」として、イヌワシの営巣地修繕が記載されている。

自分の地元である鳥海山麓に、猛禽類保護センター鳥海イヌワシみらい館があり、イヌワシの生息地等を調査している。昨年、イヌワシが増えているか、減っているか訊いてみたところ答えてもらえなかった。地元に着している施設でもあることから、イヌワシの生息数の増減について、もう少しわかりやすく教えてほしい。

幸丸部会長： 情報を共有して県民の理解を深める、という今の意見についてはいかがか。

事務局： 県でも、希少な鳥獣については、公共事業といった環境を改変するような事業が進められる場合に限り必要な範囲で情報提供を行っているが、一般には提供していない。猛禽類保護センターと連携して希少猛禽類の普及啓発に努めているところであり、このような意見があったことについては伝えたい。

幸丸部会長： 希少種の取扱いは色々課題があり、自分が関連していたシマフクロウも情報を秘匿する必要があり、情報を出さなかった。情報を出してしまうと攪乱されたり、写真を撮影されたりすることがある。先ほど話に出たように、公共事業等行う場合には行政側で情報提供をするが、一般の人には「どこにいるか、いないか」ということも含め提供することができないことについて理解いただきたい。ただ「増えているのか、減っているのか」程度のことは、生息に影響のない何らかの形で提供してもらえよう、猛禽類保護センターにも伝えてほしい。

事務局： 了解した。

本橋委員： 【基本目標2】の中に「狩猟免許所持者数」があるが、これについてはほぼ全員が実際に活動していると考えてよいのか。そうでなければ、実数で考えたほうがよいのではないか。

事務局： 実際に猟友会に加入している人が過半数で、その人たちは積極的に活動している。一方、猟友会に加入しないまま活動している人もいるが、その活動実態の詳細については常に把握することが困難であることから、狩猟者免許所持者数を目標数値に設定している。

幸丸部会長： 実態でいうと、狩猟報告は確認できるだろうが、その目的や効果的に行われている

かどうかということは判別が難しいだろう。高齢化も進んでいるので大変だろうが、猟友会における捕獲活動を奨励してほしい。

梶本委員：【基本目標1】の中にある、「県民の生物多様性の認知度」があまり増加しない原因についてどのように分析しているのか。

また、自然公園の利用者数も全体として減少しているが、国立・県立全て含まれているのか。利用者数については県民のみの利用者数なのか。

事務局：1点目の生物多様性の認知度は県全体の「県政アンケート」で聞いており、50%から少し減少しているということで、なるべく生物多様性を周知啓発するためにチラシの配布やパネル展示を行っている。地球温暖化等と異なり直接体感できないこともあり、言葉は知っていても中身がわからない場合も多く、なかなか認知度を上げることが難しい。引き続き、様々な機会を捉えて周知に努めたい。

2点目は国立公園・国定公園・県立自然公園の利用者全て含めた数値である。これは、環境省の国立公園課で毎年実施している自然公園利用者数調べの統計数値を使用している。

3点目は、県民だけではなく、県内外の人数が含まれている。

幸丸部会長：自然公園の利用者数調べは、使用施設に対して利用者がどの程度なのか聞き取ったものであるが、どのように政策へ反映させていくかは昔からの課題になっている。

生物多様性の認知度の向上については、生物多様性国家戦略でも主流化と言っているが、事務局の説明にもあったように温暖化と比べてわかりづらいので、どのように主流化し、県民の意識としていくか、課題が多いものと考えている。

事務局：自然公園の利用者数が減少している理由について、例年8月の大雨や台風等の天候に左右されることもあって利用者数が少しずつ増えたり減ったりしており、目標の数値まで遠いという状況だ。PR活動もそうだが、今年度コロナ対策事業も行うなど、少しずつ挺入れをしながら企画していきたいと考えている。

幸丸部会長：数字には時間差があるので、今年はおそらく大幅に減少するだろう。政策を科学的に進めるのであれば、データの中にしっかりと根拠のあるデータを取り込んでいく工夫が必要ではないか。日本の自然公園では特に難しいだろう。

佐藤委員：「海岸清掃ボランティア参加者数」が指標となっているが、コロナ禍後の目標数値の考え方について、「参加人数が多ければ目標を達成した」という感覚にはなっていないのではないかと。県民のあり方、県のあり方、そのあたりの考えを検討していく必要があると思う。

幸丸部会長：そのように検討してもらいたいと思う。また、県民の意識を高めるという点では、生物多様性の観点から、山形県を他の地域と比べていく、比較して相対化するということも大切ではないか。例えば温暖化対策について、山形県は森林が非常に多いので排出量が少ないため、吸収量から排出量を引いても吸収量が多いという状況は、東京とは全く異なっている。希少種や外来種という点でも他の地域とは差が出てくる。そのような点を他県と比較しつつ、生物多様性の本県の位置付けを明確にしていくの

がよいのではないか。国家戦略での森林地域や都市地域といった地域はおそらく定性的な話で、日本全国そのような地域がどれくらいあるかということであり、定量的にはなっていない。そのような点でも、山形県は他県と比べるとどうかという比較をしていくと、「山形県の生物多様性については」ということで関心が高まるのではないか。

横山委員： 「資料3-5 現状と課題」に関連することかと思うが、山形県植物レッドデータブック策定の際、課題となったのが、県内の絶滅危惧種は、植生の自然遷移や、管理放棄による草地の損失が非常に大きいことから、積極的に人間の力をかけていかなければ維持できない生態系が存在することである。開発の抑制も大事だが、その辺りの力加減についてはもう少し検討する必要があるのではないか。

幸丸部会長： 横山委員の指摘は非常に重要だ。これまでとはとにかく、希少な恵みを与えてくれる生物多様性を基本的には保全しようということだったが、今や鳥獣が増え、逆に人間社会が攻撃を受けているような状態になっている。そのため、里山についても積極的な管理を行って初めて、里山に生息する希少種が守られていくので、もっと「管理」ということに重点を置くことが必要だろう。鳥獣保護管理法は先駆けて管理を行っているところだが、生物多様性についてもむしろ全体について「管理」という面を出していく必要があるのではないか。

本橋委員： 「資料3-2【基本目標3】」の中にある、「木質バイオマスの燃料生産量」について、目標は令和元年度の数値になっており、平成30年度実績よりも低くなっているが正しいのか。

事務局： 所管課に確認したところ、令和元年度の目標値は第2次山形県森林整備長期計画参考指標の数値で、現段階で間違いないことを確認している。

幸丸部会長： その点については誤解のないよう、データの出典等を整備しておくのがよいだろう。ほかに質問等なければ、これから骨子もしくは素案の肉付けをすることになるかと思う。

事務局： 骨子案については、「資料3-7」に本日の意見を十分に加え、身近なエピソードなどを「コラム」として掲載することにより、県民目線の分かりやすい計画となるよう工夫し、最終的には6ページ程度になるよう考えている。

幸丸部会長： 素案に向けて作業を行うということなので、自分も改めて見直してみるが、他の委員もまた何か意見があれば事務局へ提出してほしい。

「資料3-3に「新型コロナウイルス感染症の影響」という記載があるが、これはどのようなことを考えているのか。

事務局： 計画管理部会でも原案はまだ出ていないが、人々の行動や意識、価値観の変化や、経済復興だけでなく、環境課題の解決にも一体的に取り組むといった内容について、計画の基本的な考え方を示す第1章に記載する予定になっている。

幸丸部会長： これから環境計画や多様性戦略にもう少し深い哲学的な施策が必要ではないか。環境計画管理部会の動向等も注視しながら進めてほしい。

それでは、それらの点を追加したうえで自然環境部会にて素案を検討する。

### (7) 審議事項3 第2期山形県イノシシ管理計画の策定方針(案)について

(事務局より説明)

池田委員： 「令和元年度イノシシ月別捕獲数」で、鶴岡市や庄内町では捕獲されているものの、酒田市や遊佐町の捕獲数がゼロなのは、被害の有無ではなく、単に捕獲されていないということか。

事務局： そのとおり。捕獲数のみの数値であり、被害とは直接関係はない。

鳥羽委員： 「山形県の年次別野生鳥獣に係る被害金額の推移」で、このグラフを見るとサルが減ってイノシシが増えている感じを受けるが、サルの被害が減っていることに何か具体的な理由はあるのか。

事務局： サルについて生息数自体は大きく減少していないが、電気柵等防除対策の効果が上がっていることが考えられる。

鳥羽委員： イノシシよりサルの方が捕獲しやすいだろうと思うが、サルでこれほど効果が上がっているながらイノシシがこれだけ増えていることに違和感を感じて質問した。被害の出ている作物が異なるということもあるだろうが、捕獲だけでなく、電気柵と合わせて効果が出たという理解でよろしいか。

事務局： そのとおり。

幸丸部会長： イノシシはかつて絶滅したと考えられていたが、県外から侵入してきている。西日本ではイノシシがいて当然という状況になっている。農業被害額の減少と生態系を保全するため、狩猟の担い手を養成しつつ粛々と被害防除対策と個体数調整を行っていくしかないのではないか。その先で、イノシシとの共存関係ができていくのだろう。

畠中特別委員代理： 鳥羽委員からサルの話があったが、福島県、宮城県及び山形県の南東北のサル対策広域協議会で10年ほど活動を行っている。サルには群れで行動するという特性があり、群れの一斉捕獲技術を構築してきている。典型的な例が青森県の深浦、福島県や宮城県の沿岸だが、「おじろ用心棒」という電気柵とワイヤーメッシュ柵を併用した柵で守りながら、群れにセンサーを付けて一斉捕獲、ということを繰り返していく中で一定程度サルが減少してきたと分析している。

一方、イノシシの問題について、資料4-3では推定個体数7,800頭となっているので、あくまでも数値上になるが、現状維持で5,000頭捕獲しなければイノシシの数は横ばいにはならないことになる。イノシシは非常に繁殖率が高く、増えていく傾向にある。捕獲について情報提供すると、今年の6月に自民党の捕獲議員連盟が、全国的な捕獲強化について提言している。イノシシとニホンジカに対し、これまでも目標を立てて捕獲の分散支援を行ってきたところだが、最近は農作物被害だけでなく人身被害もあちこちで起こっていることから、農林水産省・環境省・警察庁から捕獲強化の通知を出している。山形県では今年度の当初イノシシの捕獲目標2,000頭を2,500頭に引き上げて捕獲圧を高めている状況である。ただ、繁殖率をかけると5,000頭は捕獲しなければ横ばいにはならないので、捕獲だけではなく守りの部分も併せて行いながら、県猟友会の力を借り、効果的かつ効率的な捕獲に取り組んでいくことが必要

だろう。

もう1点 CSF、いわゆる豚熱について、8月27日に群馬県片品村で野生イノシシから検体が確認された。これを受け半径40km以内に隣接する福島県下において現在CSF対策を環境省と取り組む準備に入っている。片品村と隣接する福島県下には尾瀬があるため、人的な移動はさほどないだろうとは考えられるが、入ってしまうと大変なので、現在いわゆる「捕獲重点エリア」というものを設けて捕獲圧をかけ、養豚側はワクチン接種、さらに山間部では経口ワクチンの散布等に取り組むよう動いている状況である。

幸丸部会長： 農林水産省、環境省が協力して積極的に対策にあたっている状況とのことだ。

捕獲の良し悪しについて、サルは群れで生け捕りにすると処置に困るということがあるが、イノシシやシカはさほどの量にはならないとしても食肉として利用していくことも必要だと思う。これは食品衛生法の放射能の関係があるので、山形県では捕獲したイノシシ等を食肉に供することはまだ認められていないのか。

事務局： クマ肉については平成24年度に基準値を超えるものが複数回出たため出荷制限がかかっている。その後、全頭検査等により出荷制限を一部解除する「出荷制限の一部解除」により、小国町のクマまつり等で供給されているが、それ以外の肉については流通の実績はない。

幸丸部会長： 了解した。

それでは、これまでの意見を素案に反映してほしい。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_